

吹田市入札等監視委員会に対する諮問等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市入札等監視委員会規則（平成27年吹田市規則第28号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定による吹田市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）に対する諮問等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定例会議)

第2条 定例会議は、原則として毎年度3回、開催するものとする。

2 定例会議に諮問を行う案件は、当年度の1回目開催する会議は前年度の10月から3月まで、2回目開催する会議は4月から6月まで、3回目開催する会議は7月から9月までに行った契約、指名停止の措置及び談合情報への対応とする。

3 規則第2条第1項第1号に規定する事項（再苦情処理に関する事項を除く。）について諮問を行う案件は、本市が発注した工事、業務委託、物品購入、製造の請負、修繕又は賃貸借の契約（以下「工事等」という。）であって、予定価格が400万円以上のものとする。

(定例会議に係る会議資料の作成)

第3条 総務部契約検査室長（以下「契約検査室長」という。）は、定例会議の開催に当たって、入札・契約方式別発注工事等総括表（様式第1号）、入札・契約方式別発注工事等一覧表（様式第2号）、指名停止の運用状況一覧表（様式第3号）及び談合情報対応状況一覧表（様式第4号）を作成し、委員会に提出するものとする。

2 契約主管室課長は、委員会が抽出した工事等に係る抽出案件説明書（様式第5号）を作成し、委員会に提出するものとする。

(再苦情処理等)

第4条 市長は、規則第2条第1項第1号及び第2号に規定する事項について再度の苦情申立てがあった場合、同項第3号に規定する事項について再度の説明請求があった場合及び同項第4号に規定する事項について審議が必要な案件が生じた場合は、諮問を行うものとする。

(プロポーザル方式判定会議)

第5条 プロポーザル方式判定会議は、次項に規定する案件について、必要に応じて開催するものとする。

2 プロポーザル方式判定会議に諮問を行う案件は、執行予定額（歳入にあつては歳入見込額とする。）が1億5,000万円以上の契約（契約の相手方の選定に関し執行機関の附属機関において審査を行う契約を除く。）におけるプロポーザル方式実施の適否とする。

(プロポーザル方式判定会議に係る会議資料の作成)

第6条 契約検査室長は、プロポーザル方式判定会議の開催に当たって、プロポーザル

方式採用予定業務説明書（様式第6号）を作成し、委員会に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。